

合併協定進行管理( 農業委員会 )

合併協定項目進行管理個表

合併協定項目		第10回協議会確認		記 事						
6	1 (整理番号) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	平成18年10月1日からは 定数(選挙による委員)を18名とする。 第1選挙区(旧仁賀保町) 委員定数7名 第2選挙区(旧金浦町) 委員定数4名 第3選挙区(旧象潟町) 委員定数7名								
協定内容										
<p>新市に1つの農業委員会を置き、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年9月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>										
調整時期										
合併前	合併時	選挙議会	H17当初 編成時	H18.9	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4 以降
	(完了)			完了						
調整担当										
部名	農業委員会	課名	農業委員会							
例規調整状況										
例規調整完了										
廃止		-								
例規調整中		-								
		完了予定年月日 : 平成 年 月 日								
協定項目調整経過と内容及び問題点										
【調整経過】		36名の選挙による委員を在任の期間置く(在任による任期 平成17年10月1日から平成18年9月30日まで)								
【内容】										
【問題点】										
協定項目の実施状況及び調整による合併効果										
【実施状況】		協定内容のとおり実施。								
【合併効果】										